

(様式第 1 号)

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会地域支え合い車両貸出事業 車両借用申込書

年 月 日

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会会長 様

団 体 名

代表者名

貴会所有の車両を下記のとおり借用いたしたく申請します。

運転者	氏名			生年月日	
	住所			電話番号	
利用希望期間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				
利用目的	☐ 高齢者等の日常生活に必要な買い物のための送迎 ☐ 高齢者等がまちづくり推進センターで開催される事業に参加するための送迎				
目的地				参加者数	人
当該車両が加入する保険以外の保険	鳥栖市市民活動保険 ☐	自治会保険 ☐	ボランティア活動保険 ☐	ボランティア行事用保険 ☐	送迎サービス補償 ☐
移動支援ボランティア要請	有 (運転 / 付添) ・ 無		付添者氏名 (町区)		
運転免許証 確認欄 ※	確認済 ☐	受付担当		備考	※付添支援ボランティアを要請された場合は こちらに氏名を記入します。

※ 申込書の提出時に本会職員が運転者の運転免許証を確認します。申込時点で確認できない場合は貸し出しの際に確認します。

(遵守事項)

- 1) 車両を利用目的以外に利用しないこと
- 2) 車両を第三者へ転貸しないこと
- 3) 道路交通法等関係諸法を遵守すること
- 4) 申込書に記載した運転者以外の者は運転しないこと
- 5) 車両の適切な保全に努めること
- 6) 車両内外の清掃に努めること
- 7) 利用者は返却時に運行記録簿 (様式第 2 号) に必要事項を記入して提出すること

(利用者確認事項)

- 1) 貸出時間等
車両の貸出時間は月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始 (12月29日から1月3日まで) を除く) の午前9時から午後4時までとする。
車両の運行範囲は、原則鳥栖市内とする。ただし、その他特に会長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 2) 利用料
車両の賃借料及び燃料代は無料とする。
 - 1) 損害賠償
車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害賠償は、当該車両が加入する保険の範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、利用者の責任において負担しなければならない。